

平成十九年二月二十日受領  
答弁第四九号

内閣衆質一六六第四九号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」事件に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事件に関連する事実関係については、関係当局において、「第三十一吉進丸」の船長を含む乗組員から直接話を聞く等の調査等を行い、これを究明することとしており、外務省として、お尋ねの「調査報告書」は作成していない。

二について

一般論として、外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使として武器を使用するような行為を我が国の同意を得ずに行うことは、我が国に対する主権の侵害となると認識している。

三について

「第三十一吉進丸」の銃撃・逮捕事件に関する我が国の立場については、平成十八年十一月十八日の日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣よりプーチン・ロシア連邦大統領に対し悲惨な事件の再発防止を求めたのに対し、プーチン大統領が治安分野での一層緊密な協力に言及したやり取りがあった。